**令和６年度 日本学生支援機構　修士段階における授業料後払い制度**

**事前申請書兼宇都宮大学授業料延納願**

令和6年度日本学生支援機構授業料後払い制度への申請を希望します。

申請にあたり下記のチェックリストを確認し、制度を理解した上、提出いたします。

　なお、本審査結果が出るまでの間、授業料の徴収について猶予願います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年　　月　　　日申請

 研究科名

学籍番号 学生氏名

学生連絡先（メールアドレス）

学生連絡先（電話番号）

授業料後払い制度への申請資格を確認するため、スカラネットパーソナルから給付奨学金の詳細情報画面を印刷し、本様式とあわせてご提出ください。

授業料後払い制度の詳細、申請方法、申請時期等については今後変更の可能性があります。新しい情報が入り次第更新しますので、定期的に本学ホームページをご確認ください。

【掲載ウェブページ】

「学費免除・奨学金制度」＞・☆【Ｒ６．大学院（MC）入学者用】修士段階における授業料後払い制度について

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/convenient/campuslife/exemption.php>

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | 申請に関するチェック項目 |
| □ | スカラネットパーソナル画面のコピーを添付しました。 |
| □ | 秋にあらためて授業料後払い制度への申請が必要です。 |
| チェック欄 | 後払い制度に関するチェック項目 |
| □ | 現在掲載されている授業料後払い制度に関する情報は変更になる可能性があります。 |
| □ | 令和６年度以降入学の修士課程（専門職学位課程を含む）の学生が対象となります。 |
| □ | 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）と併給することはできません。 （第一種奨学金に採用されると令和6年度は後払い制度の申込みができません。） |
| □ | 授業料（上限額：年535,800円）が大学に直接振り込まれます。 |
| □ | 本制度は保証料がかからない人的保証ではなく、機関保証のみ利用可能です。 |
| □ | 本制度は無利子ですが、振り込まれた授業料に加え、保証料を合算したものを学生自身が返済することになります。 |
| □ | 希望者へは月額20,000円又は40,000円（選択可）の生活費を貸与されます。 （生活費奨学金も機関保証のみ利用可能です。） |
| □ | 令和6年度春入学者の採用は最短で11月になる予定です。そのため生活費奨学金は11月に4～11月の8ヶ月分が振込みとなる予定です。 |
| □ | 令和6年度春入学者に関して修士課程の「返還免除内定」は、授業料後払い制度には適用されません。 |
| □ | 授業料の免除を受けた場合は貸与額が少なくなるため、日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）を申し込んだ方が「特に優れた業績による返還免除」における免除総額が多くなる可能性があります。  |